

第13回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月6日(水)午後3時00分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員(23名)
- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 中村 輝義 | 2番 大坪 知美子 | 3番 服部 正文 |
| 5番 仁賀木 義文 | 6番 池尻 律芳 | 7番 平井 照也 |
| 8番 塩塚 義治 | 9番 樋口 重樹 | 10番 高山 和典 |
| 11番 國武 覚 | 12番 溝田 耕一 | 13番 仁田原 一太 |
| 14番 八田 久男 | 15番 田形 隆徳 | 16番 大津 達喜 |
| 17番 伊藤 正博 | 18番 小川 哲郎 | 19番 松本 敬介 |
| 20番 井手 洋一 | 21番 原 義博 | 22番 丸林 京市 |
| 23番 堤 正義 | 24番 月足 靖彦 | |
4. 出席最適化推進委員(39名)
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 伊藤 正二 | 3番 橋爪 寿賀夫 | 4番 生武 光雄 |
| 5番 樋口 祐二 | 6番 中島 敏彦 | 7番 角 秀次 |
| 8番 馬場 一登 | 9番 末石 敏和 | 10番 平島 修 |
| 11番 大隈 弘志 | 12番 上村 洋治 | 13番 中嶋 壽敏 |
| 14番 松延 清隆 | 15番 室園 千秋 | 16番 延 和洋 |
| 17番 仁田原正一郎 | 19番 松尾 康則 | 20番 溝田 正忠 |
| 21番 中島 清隆 | 23番 馬渡 高人 | 24番 古賀 則夫 |
| 26番 田中 勝之 | 27番 水本 敏明 | 28番 野中 敏光 |
| 29番 益本 秀明 | 30番 森 義則 | 31番 中島 広伸 |
| 32番 東 正洋 | 33番 野田 和宏 | 34番 平 和宣 |
| 35番 野中 昭男 | 36番 野中 円三 | 37番 大石 重信 |
| 39番 松崎 保元 | 41番 栗原 英喜 | 42番 栗原 嘉寿秀 |
| 43番 山口 史登 | 44番 今村 嗣範 | 45番 二田 俊秀 |
5. 欠席委員 農業委員(1名)
- 4番 牛島 孝之
6. 欠席委員 最適化推進委員(6名)
- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 2番 池田 和本 | 18番 栗原 武治 | 22番 久木原 美成 |
| 25番 浅田 文男 | 38番 江上 富男 | 40番 中村 善徳 |
7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

- 報告第 22号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
 議案第 63号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 64号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
 議案第 65号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
 報告第 23号 農地改良行為の届出について
 議案第 66号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃
 花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信
 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

皆さまこんにちは。本日は令和5年度第13回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして、誠にありがとうございました。わたくし、11月20日に福岡市でありました福岡県農業会議、それから11月30日から12月1日にかけて東京の文京シビックホールで全国農業委員会代表者集会に出席して参りました。広川の古賀会長、それから筑後市の近藤会長、みやまの徳永会長、わたくしの4名で要請活動へ参ったところでございます。

全国共通で申しますと、農業委員と農地利用最適化推進委員の配置の見直しの要請という事で、平成28年4月の改正農業委員会法によって農業委員の定数を半減し現場活動に特化した最適化推進委員が新設されました。そして現在福岡県内の数字を申しますと農業委員が815人、推進委員が562人、合計1377人となっております。そして全国的な規模を申しますと農業委員が23,100

議 長

人、推進委員が17,600人おられます。ここで問題提起したのが法令上、農業委員は農地の権利移動の法令義務、総会での議決権が課せられておりますけれども推進委員は農地流動化と農地利用最適化に向けた現場活動に従事することとなされております。しかしながら、現状はどうかというと推進委員だけでは手が回らず、農業委員も現場活動を実施している場合が全国的にかなり多いという現状でございます。そのため全国の農業委員からは2つの委員で農業委員会を運営することが負担となっているので機動性、一体性をもって活動するには両委員を一本化して頂けないかというような要請活動をしてまいりました。そのほか農業委員会における予算要求、それから農地の地域計画に対する予算要求も重ねてまいったところでございます。以上、そういった内容につきまして要請活動を行ってきたわけでございます。本日は協議会の中で松本委員に相続財産の登記義務についてお話をして頂きます。

それではただいまより、農業委員会総会を開会いたします。

(議 長 着 席)

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員23名、

農地利用最適化推進委員39名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番 仁田原一太委員、14番 八田久男委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

案件の朗読を事務局よりお願いいたします。

事務局	(案件朗読)
議 長	<p>事務局朗読のとおり報告2件・議案5件を一括議題といたします。 それでは1ページをお願いします。 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については11件です。総合計については、4ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地23筆のうち田19筆、畑4筆、合計面積32,443㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。5ページをお願いします。 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員3番をお願いします。</p>
推進委員3番	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明を農業委員18番をお願いします。</p>

<p>農業委員 1 8 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 1 9 番お願いします。</p>
<p>推進委員 1 9 番</p>	<p>譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を農業委員 1 5 番お願いします。</p>
<p>農業委員 1 5 番</p>	<p>譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の経営拡大による所有権 移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を最適化推進委員 2 6 番お願いします。</p>

<p>推進委員 2 6 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 6 番の説明を最適化推進委員 3 1 番お願いします。</p>
<p>推進委員 3 1 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 7 番の説明を最適化推進委員 3 4 番お願いします。</p>
<p>推進委員 3 4 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p>

<p>推進委員 3 0 番</p>	<p>続いて番号 8 番の説明を最適化推進委員 3 0 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 3 0 番お願いします。</p>
<p>推進委員 3 0 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を農業委員 1 番お願いします。</p>
<p>農業委員 1 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>農業委員 8 番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番の説明を農業委員 8 番お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の経営拡大による所有権 移転売買の申請です</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 2 番の説明を農業委員 1 0 番お願いします。</p>
<p>農業委員 1 0 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 7 番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 3 番の説明を農業委員 7 番お願いします。</p>
<p>農業委員 7 番</p>	<p>譲り渡し人の高齢による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望 ということで、それぞれの持分を所有権移転贈与される申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

推進委員 3 番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 4 番の説明を最適化推進委員 3 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員 9 番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番の説明を最適化推進委員 9 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の遠方による耕作困難と譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員 1 3 番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 6 番の説明を最適化推進委員 1 3 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 9 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 17 番の説明を最適化推進委員 9 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望ということで の所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 1 3 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 18 番の説明を最適化推進委員 13 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望ということで の所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p> <p>農業委員 2 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 19 番の説明を農業委員 2 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移 転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

<p>推進委員 3 9 番</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 20 番の説明を最適化推進委員 39 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転 贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 2 4 番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 21 番の説明を最適化推進委員 24 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権 移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 1 5 番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 22 番の説明を農業委員 15 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の贈与と譲り受け人の親族より受贈による所有権移転 贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

<p>推進委員 2 7 番</p>	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 3 番の説明を最適化推進委員 2 7 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の遠方による耕作困難と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 4 番の説明を最適化推進委員 2 0 番お願いします。</p>
<p>推進委員 2 0 番</p>	<p>譲り渡し人の親族への贈与と譲り受け人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 5 番の説明を最適化推進委員 1 9 番お願いします。</p>
<p>推進委員 1 9 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号26番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p>
<p>推進委員30番</p>	<p>譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移 転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号27番の説明を農業委員1番お願いします。</p>
<p>農業委員1番</p>	<p>譲り渡し人の子への貸付と譲り受け人の親より借り受けによる1 0年間の使用貸借権の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いいたします。 議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用 集積計画の決定の処理について説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が2件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲り渡し人 外1名より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）譲り渡し人より農事組合法人へ売買により所有権移転されるものです。農事組合法人は平成21年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされております。農地所有適格法人の要件であります「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4点については、毎年報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第65号 農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について、農業委員10番は八女市農業委員会会議規則11条の議事参与に抵触する事案でありますので席を下げさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は13件です。15ページから17ページにつき</p>

議 長	<p>ましては各筆明細となっております。総合計については、17ページをご確認ください。権利を設定する土地19筆、合計面積82,902㎡です。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり八女市長に対し、適当であると答申いたします。18ページをお願いいたします。 報告第23号 農地改良行為の届出について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より1番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 申請人が客土し、野菜の作付けをされる予定です。隣接農地の同意報告もでございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 19ページをお願いいたします。 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員9番より説明をお願いいたします。</p>
農業委員9番	<p>番号1番についてご説明いたします。場所につきましては、学校法人八女学院より北西へ300メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を宅地造成するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題は無いと</p>

議 長	<p>思います。</p> <p>続いて現地調査の報告を農業委員 2 2 番お願いいたします。</p>
農業委員 2 2 番	<p>番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>1 1 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理され雨水については、北側側溝に排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 2 番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員 1 8 番より説明をお願いいたします。</p>
農業委員 1 8 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。場所につきましては、上陽町北川内地区の県道田主丸黒木線沿いで有限会社井上組の事務所から 5 0 メートルほど西に進んだ農地になります。(議案書朗読)この土地を会社の資材置き場として利用するための申請でございます。隣接する農地はありません。排水に関しても問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員 3 7 番お願いいたします。</p>

推進委員 3 7 番	番号 2 番についてご説明いたします。 11月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生せず、雨水については、自然流下及び地下浸透です。 隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番について農地区分の説明をお願いいたします。
事務局	農地の区分は、農用区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員 1 8 番より説明をお願いいたします。
農業委員 1 8 番	番号 3 番についてご説明いたします。場所につきましては、上陽町北川内地区で県道田主丸黒木線より打越中原 2 号線に入り、東へ 400 メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を自宅の進入路及び農業用倉庫兼駐車場として利用するための申請でございます。 隣接する農地はありません。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。
議 長	続いて現地調査の報告を農業委員 5 番をお願いいたします。
農業委員 5 番	番号 3 番についてご説明いたします。11月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生せず、雨水については、敷地内に設置された溜桝を通過して北側の市道側溝へ排水される

<p>議 長</p>	<p>計画です。</p> <p>また、今回の転用申請と同時に建設される南側の自宅の生活雑排水については合併処理浄化槽で適切に処理されたのちに北側の市道側溝へ排水される計画です。</p> <p>隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p> <p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて農業委員20番より説明をお願いいたします。</p>
<p>農業委員20番</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。場所につきまして福岡八女農業協同組合黒木支店より南に約400mに位置する農地です。</p> <p>(議案書朗読) この土地を専用住宅の建設用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員21番をお願いいたします。</p>
<p>推進委員21番</p>	<p>11月29日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、東側の水路に排水されます。雨水については地下への自然浸透と東側の水路に排水処理されます。隣接地への影</p>

議 長	<p>響等、特段問題はないと確認しております。</p> <p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号5番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、申請地よりおおむね300m以内に八女市役所立花支所が存することから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している区域内にある農地に該当するため、第3種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員30番より説明をお願いいたします。</p>
推進委員30番	<p>番号5番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所立花支所から南へ約200メートルの場所に位置する、1級河川辺春川の左岸側沿いの農地です。(議案書朗読)この土地を、自身が経営される住宅設備会社への貸資材置場として使用するための申請です。</p> <p>なお、本申請地は、会社の経営規模拡大により、既存の資材置場では不足が生じてきたため、拡張をされるものです。</p> <p>隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られており、排水に関しても問題は無いと考えます。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員10番お願いいたします。</p>
農業委員10番	<p>番号5番についてご説明いたします。</p> <p>11月24日に現地調査を行った結果、貸資材置場の計画であり、生活雑排水は発生しません。また、本申請地は砂利敷きで、</p>

	<p>雨水は、自然流下により排水する計画です。 なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>この案件は事前着工につき顛末書が添えられておりますので事務局より報告をお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>(顛末書朗読)</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員4番より説明をお願いいたします。</p>
推進委員4番	<p>番号1番についてご説明いたします。場所につきましては、国道442号線と主要地方道久留米立花線の後ノ江交差点より立花方向へ400メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を進入道路及び駐車場用地として利用するための申請でございます。 隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無</p>

	<p>いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員10番お願いいたします。</p>
推進委員10番	<p>番号1番についてご説明いたします。11月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号2番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>続いて最適化推進委員4番より説明をお願いいたします。</p>
推進委員4番	<p>番号2番についてご説明いたします。場所につきましては、八女市平田にあります八女中央自動車学校より北へ100メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読)この土地を特定建築条件付売買予定地10戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員19番お願いいたします。</p>

農業委員 1 9 番	1 1 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、申請地内に側溝を設置し、北側水路及び西側道路側溝に排水する計画です。雨水についても同様です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	2 種と判断します。内容は 2 番と同じです。
議 長	続いて農業委員 2 2 番より説明をお願いいたします。
農業委員 2 2 番	<p>場所につきましては、八女市高塚にあります八女総合病院より南東へ 3 0 0 メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。</p>
議 長	続いて現地調査の報告を最適化推進委員 9 番をお願いいたします。
推進委員 9 番	<p>番号 3 番についてご説明いたします。 1 1 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、西側の柵を通して水路に排水される計画です。雨水についても同様です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>

議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。2種と判断します。内容は2番と同じです。</p>
議 長	<p>続いて農業委員2番より説明をお願いいたします。</p>
農業委員2番	<p>番号4番についてご説明いたします。場所につきましては、八女市高塚にあります八女総合病院より南東へ300メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読)この土地を事務所及び駐車場用地として利用するための申請でございます。 隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進員9番をお願いいたします。</p>
推進委員9番	<p>番号4番についてご説明いたします。11月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、西側の柵を通して水路に排水される計画です。雨水についても同様です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事</p>

事務局	<p>に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2種と判断します。内容は2番と同じです。</p>
議長	<p>続いて農業委員6番より説明をお願いいたします。</p>
農業委員6番	<p>番号5番についてご説明いたします。場所につきましては、八女市山内にあります八女市東公民館より北東へ400メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)この土地を借人が貸人から使用貸借で借りられて、駐車場用地として利用するための申請でございます。</p> <p>隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。</p>
議長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員22番をお願いいたします。</p>
農業委員22番	<p>番号5番についてご説明いたします。</p> <p>11月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1種と判断します。内容は1番と同じです。</p>

議 長	続いて最適化推進委員 1 4 番より説明をお願いいたします。
推進委員 1 4 番	番号 6 番についてご説明いたします。場所につきましては、八女市今福にあります八女西部斎場より北西へ 3 0 0 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)この土地をドッグラン及び駐車場用地として利用するための申請でございます。 隣接する農地はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議 長	続いて現地調査の報告を農業委員 1 9 番をお願いいたします。
農業委員 1 9 番	番号 6 番についてご説明いたします。 1 1 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 7 番について説明をお願いいたします。
事務局	農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長	続いて最適化推進委員 3 4 番より説明をお願いいたします。
推進委員 3 4 番	番号 7 番についてご説明いたします。場所につきましては、主要地方道玉名八女線沿いの筑南中学校から南東へ約 1 0 0 メートルの場所に位置する農地です。（議案書朗読）この土地をドッグラン事業を新規開業しドッグラン及び駐車場用地として使用するための申請でございます。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られており、排水に関しても問題は無いと考えます。
議 長	続いて現地調査の報告を最適化推進委員 3 3 番お願いいたします。
推進委員 3 3 番	番号 7 番についてご説明いたします。 1 1 月 2 4 日に現地調査を行った結果、ドッグラン及び駐車場の計画であり、生活雑排水は発生しません。また、本申請地はドッグランの部分を真砂土敷き、駐車場の部分を砂利敷きとし、雨水は、自然流下により排水する計画です。 なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議が全て終了いたしました。これをもちまして本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 4 時 1 5 分)

令和 6 年 1 2 月 6 日

議 長 月 足 靖 彦

1 3 番 仁 田 原 一 太

1 4 番 八 田 久 男